

山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例（平成27年条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の任期)

第2条 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議の招集)

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(文書による意見の陳述)

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を提示することができる。

(書面又は会議システムによる議決)

第5条 委員長は、新型コロナウイルス等による感染の拡大を防止するため又はやむを得ない理由により委員を招集して会議を開くことが適当でない若しくは会議を開く余裕がないと認めた場合においては、事案の概要を記載した書面の委員及び当該事案に関係ある臨時委員への送付又はテレビ会議システム及びWeb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により、その意見を徴し、若しくは賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

2 前項の場合における会議の議決は、提出された書面又は会議システムに参加した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 書面により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）第9条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

2 会議の傍聴方法については、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(臨時委員の配置)

第8条 委員長は、条例第2条第3項の規定により臨時委員を置く必要があると認めるときは、委員会に諮った上で、市長にその旨を申し出ることとする。

(議事録等)

第9条 会議の議事要旨及び資料（第6条第1項の規定により非公開とされた場合を除く。）は、山陽小野田市ホームページで公表する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月15日から施行する。